

議案第18号 小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

徳島県国民健康保険運営方針において、資産割の段階的廃止が定められたことを受け、資産割の税率を引き下げる一方、所得割、均等割の一部を引き上げる改正を行うとともに、平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直し及び関係規定の改正を行うもの。

(1)国民健康保険税課税額等

①基礎課税額	所得割率	<u>8.40%</u>	(改正前 8.34%)
	資産割率	<u>22.40%</u>	(改正前 33.66%)
	均等割額	<u>24,500円</u>	(改正前 23,000円)
	平等割額	24,800円	(改正なし)
②後期高齢者支援金等 課税額	所得割率	<u>2.30%</u>	(改正前 2.22%)
	資産割率	<u>5.50%</u>	(改正前 8.60%)
	均等割額	<u>6,800円</u>	(改正前 6,500円)
	平等割額	6,800円	(改正なし)
③介護納付金 課税額	所得割率	<u>2.45%</u>	(改正前 2.30%)
	資産割率	<u>4.90%</u>	(改正前 7.36%)
	均等割額	9,000円	(改正なし)
	平等割額	<u>5,900円</u>	(改正なし)

(2)軽減判定所得の改正

	改正前	改正後
7割軽減 基準額	基礎控除額 <u>33万円</u>	基礎控除額 <u>43万円</u> <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>
5割軽減 基準額	基礎控除額 <u>33万円</u> <u>+28.5万円×被保険者数</u>	基礎控除額 <u>43万円</u> <u>+28.5万円×被保険者数</u> <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>
2割軽減 基準額	基礎控除額 <u>33万円</u> <u>+52万円×被保険者数</u>	基礎控除額 <u>43万円</u> <u>+52万円×被保険者数</u> <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>

小松島市国民健康保険税条例(昭和35年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</p> <p>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の8.34</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の33.66</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2,3,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.22</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</p> <p>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の8.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の22.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2,4,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の8.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の7.36を乗じて算定する。

(国民健康保険税の減額)

第24条 (略)

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.45を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の4.9を乗じて算定する。

(国民健康保険税の減額)

第24条 (略)

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する

改正

改正

改正

改正

改正

算額が、330,000円

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき
285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保
険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
11,500円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する
世帯主を除く。)1人について 3,250円

エ～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合
算額が、330,000円

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき
520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保

算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民
健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得
者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所
得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を
加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき
285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保
険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
12,250円

イ (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する
世帯主を除く。)1人について 3,400円

エ～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合
算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民
健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得
者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所
得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を
加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき

520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保

改正

改正

改正

改正

<p>険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,600円</u></p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,300円</u></p> <p>エ～カ （略）</p> <p>附 則</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得</u>について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第24条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5に規定する総所得金額</u>」とあるのは、「<u>法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）</u>」<u>とす</u> <u>る。</u></p>	<p>険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,900円</u></p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,360円</u></p> <p>エ～カ （略）</p> <p>附 則</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法</u> <u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得</u>について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第24条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>法 第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額</u>」と、「<u>1,100,000円</u>」とあるのは「<u>1,250,000円</u>」<u>とする。</u></p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加・改正</p> <p>改正</p>
---	---	--